

意見書第1号

若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成23年 3月24日

提出者 野洲市議会議員 矢野 隆 行

賛成者 野洲市議会議員 梶山 幾 世

若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書(案)

今春卒業見込みの大学生の就職内定率は昨年12月1日時点で68.8%にとどまり、調査を開始した96年以降で最悪となりました。日本の将来を担うべき若者の人生にとって厳しい問題であり、経済・社会の活力低下という点から見ても大変憂慮すべき事態です。

景気低迷が長引くなか、大企業が採用を絞り込んでいるにもかかわらず、学生は大企業志向が高く、一方、採用意欲が高い中小企業には人材が集まらない——といった、いわゆる雇用のミスマッチ（不適合）が就職内定率低下の要因の一つと考えられます。政府は、こうした事態を深刻に受け止め、今こそ若者の雇用対策をさらに充実させるべきです。

特に、都市部で暮らす学生が地方の企業情報を求めても、地方に所在する多くの中小企業は資金的余裕がないなどの理由で事業内容や採用情報などを提供できておらず、都市と地方の雇用情報の格差が指摘されています。若者の雇用確保と地元企業の活性化のためには、中小企業と学生をつなぐ「マッチング事業」に、自治体が積極的に取り組めるよう支援が必要と考えます。

よって、政府におかれては、雇用ミスマッチの解消をはじめとする若者の雇用対策を充実させるため、以下の項目を早急に決定・実施するよう強く求めます。

記

1. 人材を求める地方の中小企業と学生をつなぐための「マッチング事業」を自治体が積極的に取り組めるよう支援すること
2. 都市と地方の就職活動費用の格差是正とともに、どこでも情報を収集できるよう就活ナビサイトの整備等を通じて地域雇用の情報格差を解消すること

以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年3月 日

滋賀県野洲市議会議長 立入三千男

内閣総理大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣

} 宛

意見書第2号

国民健康保険の広域化に反対し、国庫負担の復元を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成23年 3月24日

提出者 野洲市議会議員 野 並 享 子

賛成者 野洲市議会議員 小 菅 六 雄

賛成者 野洲市議会議員 太 田 健 一

国民健康保険の広域化に反対し、国庫負担の復元を求める意見書（案）

厚生労働省は、市町村が運営する国民健康保険について、全年齢を対象に期限を決めて全国一律で都道府県単位に「広域化」する方針を進めています。広域化の理由は、「安定的な財政運営ができる規模が必要」などとしています。しかし、国民健康保険会計は、一般会計からの繰り入れを除けば、ほとんどの市町村が赤字であり、財政難の国保を寄せ集めても財政が改善する見込みはありません。広域化が保険税値上げと給付の抑制や住民の声が届かない組織運営につながることも後期高齢者医療制度の「広域連合」で証明されています。

都道府県単位の広域化は、政府が掲げる「医療保険の一元化」とともに、もともと前政権が医療構造改革の骨格として打ち出したものです。住民に対する市町村の負担軽減をやめさせ、国民に保険税引き上げか受診抑制化を迫り、医療費の削減を図ることが目的です。これは、住民の命と健康を守る社会保障制度としての公的医療保険制度の破壊につながるものです。

多くの低所得者が加入する国民健康保険は、手厚い国庫負担なしには成り立ちません。政府は国保財政への国庫負担を計画的に復元していくと同時に、高すぎる国保税を誰でも払える水準に引き下げていくことが求められています。

よって、市町村の役割を放棄する国民健康保険の広域化に反対し、国庫負担の復元を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月 日

滋賀県野洲市議会議長 立入三千男

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣

} 宛

意見書第3号

「子ども・子育て新システム」に反対する意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成23年 3月24日

提出者 野洲市議会議員 野 並 享 子

賛成者 野洲市議会議員 小 菅 六 雄

賛成者 野洲市議会議員 太 田 健 一

「子ども・子育て新システム」に反対する意見書（案）

現行の保育制度は、国や市町村が保育の実施義務を負うものと明確に位置づけ、最低基準により、全国どの地域においても保育が等しく保障され、保育料においても、保護者の所得格差が子どもたちの受ける保育の格差につながる事のない「応能負担」を原則としています。

現在、国においては、「子ども・子育て新システム」の具体的な仕組みを検討していますが、保育に関しては、保育の質の低下、保護者負担の増加を引き起こすおそれのある「保育の産業化」ではなく、「児童福祉」として、子どもの健やかな育ちを保障し、子育て家庭の支援を積極的に行うとともに、貧困や格差に対するセーフティネットとしての機能も含め、制度の充実を図るべきであります。

また「幼保一元化」については、保育所と幼稚園は、目的・機能はもとより、開所・開園日数、保育時間、利用の仕組み、入園料及び保育料の設定等に関して、根本的な理由によって違いがあり、歴史的に築き上げた文化を激変させる拙速な改革は、現場の不安と混乱を招くことになりかねません。

よって、政府におかれては、早急な「子ども・子育て新システム」の導入を見合わせ、子どもの健やかな育ちを保障し、安心して子どもを産み育て、働き続けられる「保育制度」の拡充を図るよう、下記の事項を強く要望します。

記

1. 児童福祉法第24条に基づく公的保育制度を堅持・拡充すること。
2. 保育の質の低下につながる保育所最低基準の廃止・引き下げは行わず、抜本的に改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成23年3月 日

滋賀県野洲市議会議長 立入三千男

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣（少子化対策）

} 宛